

政府所有米穀(輸入米)のカビ状異物確認及びカビ毒検査結果について
(平成 23 年度)

農林水産省では、国内で保管した輸入米について、販売の直前に全量を解袋し、カビ状異物の有無の確認とカビ毒の検査を行った上で、販売をしています。今般、平成 23 年4月から 24 年3月までの結果をとりまとめました。

まず、食品用として販売した輸入米 10 万トンについては、52 件のカビ状異物が確認されたため、包装単位ごとすべて廃棄処分を行いました(計 84トン)。また、飼料用として販売した 40 万トンについては、122 件のカビ状異物が確認されたため、異物を分離できるものは分離し、できないものは包装単位ごと、すべて廃棄処分を行いました(計 3トン)。

さらに、カビ毒については、食品用はアフラトキシン B₁(平成 23 年 9 月まで)又は総アフラトキシン(平成 23 年 10 月以降)、飼料用はアフラトキシン B₁(平成 23 年 9 月まで)又は総アフラトキシン(平成 23 年 10 月以降)、デオキシニバレノール及びゼアラレノンについて検査を行いました。いずれも規制値等を超えるカビ毒が検出されたものではありませんでした。

(規制値等：アフラトキシン B₁, 0.010mg/kg, 総アフラトキシン(B₁, B₂, G₁ 及び G₂ の総和), 0.010mg/kg ; デキオシニバレノール, 1mg/kg ; ゼアラレノン, 1mg/kg)

1. カビ状異物の確認

食品用に販売する輸入米 104,569 トン及び飼料用に販売する輸入米 397,775 トンについて、カビ状異物の確認を行いました。[\(具体的な確認方法はこちら\)](#)

この結果、食品用に販売する米では 52 件、飼料用に販売する米では 122 件のカビ状異物が発見されたため、食品用 84 トン、飼料用3トンについてそれぞれ廃棄処分を行いました。(表 1)

(表1) カビ状異物の確認結果

包 装	食 品 用		飼 料 用	
	件 数 ^{注1)}	廃棄数量 ^{注2)}	件 数 ^{注1)}	廃棄数量 ^{注3)}
1 t フ レ コ ン	50 件	84 トン	122 件	3 トン
30 kg 樹 脂 袋	2 件	0 トン	—	—
合 計	52 件	84 トン	122 件	3 トン

注1) 件数は、同一船で輸入され、同一倉庫に保管されている米穀について、1日の作業でカビ状異物が確認された場合を1件としています。

注2) 食品用は、カビ状異物が確認された包装単位ごと、全て廃棄処分しています。

注3) 飼料用は、確認されたカビ状異物を分離して廃棄し、2のカビ毒検査を行った上で販売しており、異物を取り除けない場合は包装単位ごとに廃棄処分しています。

2. カビ毒検査の結果

1で廃棄したものを除き、食品用に販売する米 104,485 トン及び飼料用に販売する米 397,772 トンについて、カビ毒検査を行いました。(表2・3)

その結果、食品用及び飼料用ともに、基準値(規制値)を超えるカビ毒が検出されたものではありません。[\(具体的な確認方法はこちら\)](#)

(表2) 食品用に販売する米のカビ毒検査結果 (検査対象数量 104,485 トン)

カビ毒	分析点数	定量限界 (mg/kg)	定量限界未 満の点数	規制値 ^{注4)} (mg/kg)	規制値を超 える点数
アフラトキシン	1,713 点	—	1,713 点	—	0 点
アフラトキシンB ₁	697 点	0.002	697 点	0.010	0 点
総アフラトキシン (B ₁ , B ₂ , G ₁ 及びG ₂)	1,016 点	それぞれ 0.001	1,016 点	0.010	0 点

(表3) 飼料用に販売する米のカビ毒検査結果 (検査対象数量 397,772 トン)

カビ毒	分析点数	定量限界 (mg/kg)	定量限界未 満の点数	基準値 ^{注5)} (mg/kg)	規制値を超 える点数
アフラトキシン	4,738 点	—	4,738 点	—	0 点
アフラトキシンB ₁	1,734 点	0.002	1,734 点	0.010	0 点
総アフラトキシン (B ₁ , B ₂ , G ₁ 及びG ₂)	3,004 点	それぞれ 0.001	3,004 点	0.010 ^{注6)}	0 点
デオキシニバレノール	4,738 点	0.02	4,738 点	1	0 点
ゼアラレノン	4,738 点	0.2	4,738 点	1	0 点

注4) 食品用については、食品衛生法に基づく規制値として、23 年9月までは アフラトキシンB₁ 0.010mg/kg、23 年 10 月以降は 総アフラトキシン(B₁, B₂, G₁及びG₂の総和) 0.010mg/kg となっています。

注5) 飼料用については、飼料安全法に基づく基準値として、アフラトキシンB₁ 0.01 mg/kg、デオキシニバレノール 1mg/kg 及びゼアラレノン 1mg/kg となっています。

注6) 平成 23 年 10 月以降、飼料用についても、食品用と同じ総アフラトキシン 0.010 mg/kg を適用して検査を行っています。

問い合わせ先
生産局農産部貿易業務課
代表 03-3502-8111 直通 03-6744-1388
担当 政府米麦品質保証チーム(内線 5021)